

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		10,586	t-CO ₂
① 温 室 除 く 酸 効 果 ガ ス 換 算 排 出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		10,586

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総 排 出 量	10,586	t-CO ₂		t-CO ₂	

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排 出 量	0.06161	t-CO ₂ / m ²	0.05976	t-CO ₂ / m ²	3.0

(2) 目標設定の考え方

原単位ベースで前年度に対し年平均1%、3年間で基準年度に対し3%の温室効果ガス排出量の削減を目標とします。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理/管理体制の整備	エネルギー管理員を中心として、省エネルギーに向けた取り組みの検討・策定・実施を行います。	施設全体で前年対比1%削減を目標とし、月例会議の中で必要に応じて省エネルギー推進の打合せを行います。
一般管理/エネルギー使用量の把握及び管理	・電気、熱、ガス等の項目別にエネルギー使用量の把握及び管理を行います。 ・前月比、前年同月比等の対比による管理を行い、エネルギー増減が著しい場合は要因の確認と必要に応じた運用見直し管理を行います。	共用・専用部に分けて前月・前年対比30%以上の差がある場合は原因を追及します。
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房	・空調設備の運転時間、温度管理はエネルギー管理標準に基づき管理を行います。 ・季節毎の空調負荷、館内状況を鑑みて、空調運転時間の短縮、温度緩和等の省エネ運用の可能性を探りエネルギー管理標準の基準値を見直します。	館内基準温度は冷房26℃暖房18℃ (政府推奨温度±2℃)を目標値とします。
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房	・空調機の自動制御機能(CO2濃度制御、外気冷房制御)を活用し、外気負荷の低減あるいは外気冷房効果の有効利用を行い、空調エネルギーの抑制を図ります。 ・ブラインドの活用、窓ガラスへの一部断熱フィルムの貼り付け等により日射負荷を減少します。	室内外の温湿度・エンタルピー等の条件設定以内で自動制御運用を行います。
省エネルギー・省資源の推進/照明	・外灯照明、夜間清掃時の点灯時間は必要状況を鑑みて随時見直しを行います。 ・人感センサー付き照明は点灯時間設定を短くし、こまめな点灯消灯管理とします。	共用部照明は節電プロジェクトにて作成したスケジュールに則り、スケジュール管理を行います。 専有部は店長説明会にて省エネの指導・教育を行います。
省エネルギー・省資源の推進/その他	・エスカレーターは営業時間に対し過剰運転にならない様、発停管理を行います。 ・OA機器は不使用時の主電源停止あるいは省エネモード設定を活用し、待機電力の抑制を図ります。	昇降設備はエリア毎の在館・利用時間を考慮して、最小限の運転時間とします。 OA機器は防災センターで掲示物による啓発を行います。
環境価値(クレジット等)の活用	非化石証書の活用	EV充電器で使用する電気が非化石電気となるように非化石証書を導入します。
電気需要の最適化	電力需給の見直しに応じた下げDRを実施	電力会社からのデマンドレスポンス要請に基づいて、検討します。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	59 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

現状で予定はありません

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

令和6年度よりEV充電器で使用する電気が非化石電気となるように非化石証書を導入しています。

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・トイレ等節水型機器を導入済みですが、節水運用の維持を図ります。
- ・廃棄物の分別回収を行いリユース、リサイクルを促進します。
- ・社員、従業員のマイカー通勤の規制、通勤における公共交通機関の利用促進により自動車利用の抑制を図ります。
- ・社員、従業員等への定期的な環境教育の実施を行います。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

現状で特にありません